

解 約 申 込 書

貸主様

1. 別紙賃貸借契約の規約に基づき、下記のとおり解約の申込みをします。
1. 私は下記解約期日に、私の賃借している下記物件を明渡しますので、その日以降は第三者にその物件を貸されても異議ありません。
- なお、次の契約者が決まっている場合、私の明渡し日が上記期限を越えたときには、別紙賃貸借契約書の規約に基づき、使用損害金を支払います。

物 件 名 称				用 途	住居
所 在 地					
契 約 者			T E L F A X		
入 居 者 名			T E L		
解約期日(明渡日)	平成	年	月	日	携帯電話

入居者移転先	〒 -		移転先TEL		
書 類 送 付 先	〒 -		担 当	部署名	
				担当者	
返還金振込先 (振 込 の 場 合)	信用金庫 銀 行	本店 支店	口座番号	□普通□当座 No.	
			名 義 人	カタカナで記入して下さい	
解 約 申 出 日	平成	年	月	日	借 主 印

- 【退居にあたって】
1. 解約を申し入れる時は、予め ヶ月以前に本書をもってご通知下さい。但し通知に代えて1ヶ月分の賃料を支払い即時解約する事もできます。
2. 解約の申込み方法は本書を管理会社にご持参下さい。
3. 明渡日の変更はトラブルの原因となるため原則として認められませんのでご注意下さい。
4. 明渡し時には部屋の如何なる使用状況に係わらずルームクリーニングを要するものとし、費用は敷金より差し引きます。
5. 敷金は、建物の明渡し後一月以内に賃借人に返還しますが、延滞賃料及び損害賠償額(賃借人の責に帰すべき修繕費)があるときには、これらを差し引いてその残額を返還するものとします。
6. 敷金を振込にて返還する場合には、送金手数料は返還金より差し引きます。
7. 退居時にご用意いただくもの
- ①入居時お渡しした鍵及びコピーした鍵 (尚、元キー紛失の場合はシリンダー交換)
- ②設備の取扱説明書
- ③認印
- ④各公共料金の精算金の領収書 (口座引落の場合不要)

【管 理 業 者】

有限会社 丸 榮 住 販 舞鶴市南浜町 22-1		Tel 0773-64-1700	受付日	担当者
		Fax 0773-64-1901		
営業時間 9:00~19:00	定休日 日曜・祝日			